

第6章 計画の推進

1 推進体制の充実

（１）庁内における各部署の連携強化

本計画に携わる部署は、庁内関係の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、保育の担当課、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会等、広範囲にわたっています。

そのため、計画策定担当課（幼児政策課、子ども家庭課、文化・青少年課）を中心とした各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

（２）関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所等の行政組織や、子ども・若者の育みに関係する民間団体・市民ネットワーク及び地域住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種団体、地域住民との協力を強化します。

（３）国・県との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のよりよい子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

また、幼稚園や保育園の広域利用、被虐待児への対応や障害のある子ども・若者への対応等、専門的な支援を必要とする場合には、国や県、近隣市町村との連携・調整のもと、より充実した取組を進めます。

2 計画の進捗管理・評価に向けて

本計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度に点検を行います。また、大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（大津市子ども・子育て会議）、大津市青少年問題協議会を通じて、市民や子ども・若者の育成に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を行い、進捗状況の管理を行います。

なお、計画の定める量の見込みが大きく変動する場合には、計画内容の一部見直しを必要に応じて行います。

